**週休２日工事（受注者希望型）（港湾・漁港工事）の実施について**

**Ｑ＆Ａ**

Ｑ１　笠岡市が発注する港湾工事及び漁港工事とは具体的にどのような工事か。

Ａ１　次の積算基準を適用した工事です。

・港湾請負工事積算基準

・漁港漁場関係工事積算基準

Ｑ２　実施希望の有無を工事打合簿で提出するが、どのように記載すればよいか。

Ａ２　実施を希望する場合は別添のとおり、「本件工事について、週休２日工事を実施します。」、希望されない場合は「本件工事について、（・・理由・・）のため、週休２日工事を実施しません。」と『報告』にチェックの上、提出してください。

Ｑ３　週休２日工事の実施を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

Ａ３　「受注者希望型」は、週休２日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。したがって、週休２日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Ｑ４　必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

Ａ４　対象期間中の各単位期間において、８日以上の休日が確保されていればよいため、必ずしも土・日曜日に休む必要はありません。

なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた休日を確保してください。

Ｑ５　祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。

Ａ５　土・日曜日に祝日が重なった場合は、通常の土・日曜日と同様に扱ってください。（２日間の休日を確保すればよい。）

夏季休暇は、８月中の土・日曜日及び祝日以外の３日間とするため、土・日曜日と重ならないよう設定をしてください。

年末年始休暇は１２月２１日～翌年１月１０日までのうち土・日曜日及び祝日を含む６日間とするため、通常の土・日曜日と同様に扱ってください。

Ｑ６　振替日はいつでもよいか。

Ａ６　当初設定した休日に作業を行う必要が生じた場合は、同じ単位期間内で振替日を設定してください。ただし、夏季休暇は８月の土・日曜日及び祝日以外の３日間、年末年始休暇は１２月２１日～翌年１月１０日までのうち土・日曜日及び祝日を含む６日間で設定してください。

Ｑ７　単位期間とは何か。

Ａ７　土曜日から起算し４週目の金曜日まで、又は月曜日から起算し４週目の日曜日までの連続する４週間（２８日）のことです。

Ｑ８　降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

Ａ８　同じ単位期間内であれば、問題ありません。

Ｑ９　週休２日の対象期間とは何か。

Ａ９　工事着手日（準備工事を含む。）から工事完成日（工事完成届の提出日）までで、単位期間が確保できる期間とします。なお、準備工事とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備（現場事務所等の設置又は測量をいう。）のことです。

また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は週休２日工事の対象期間に含みません。

Ｑ１０　工事完成日とは何か。

Ａ１０　工事完成届の提出日です。

Ｑ１１　工事着手日から工事完成日までの期間が４週（２８日）に満たなかった場合、補正されないのか。

Ａ１１　補正対象となりません。

Ｑ１２　休日の確認はどのように行うのか。

Ａ１２　「休日等取得計画表」に前月の休日の取得実績を記入し、毎月初めに発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を閉所したことを確認できるものに限る。）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Ｑ１３　開所日とは何か。

Ａ１３　開所日とは現場作業や現場事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、巡回パトロールや保守点検及びコンクリート養生等の品質確保上最低限の作業等です。

Ｑ１４　週休２日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

Ａ１４　現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込むとともに、働き方改革の促進のために３０日加えたもので設定しており、週休２日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Ｑ１５　設計変更とは具体的には何か。

Ａ１５　対象期間において週休２日を達成できた場合、労務費等に補正係数を乗じた補正を行います。（「週休２日の積算方法について」参照）

Ｑ１６　どのような場合に週休２日を達成したことになるのか。

Ａ１６　対象期間の各単位期間において、８日以上の現場閉所日が確認できた場合です。なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所が必要です。

Ｑ１７　変更契約で労務費等を補正する場合、どの時点で週休２日達成の可否が判断されるのか。

Ａ１７　最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ、達成見込みを判断します。

ただし、最終変更契約後、工事完成日までに所定の現場閉所を確保するよう留意する必要があります。

Ｑ１８　最終変更契約後に週休２日が達成できなくなった場合（見込み含む。）は、どうすればよいか。

Ａ１８　労務費などの補正が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は、発注者に対して速やかに変更を申し出る必要があります。

Ｑ１９　工事成績評定で影響するのか。

Ａ１９　対象期間において週休２日を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の項目で評価します。

Ｑ２０　週休２日工事を実施したが、週休２日を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

Ａ２０　週休２日を達成できなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Ｑ２１　受注者希望型と発注者指定型の違いは。

Ａ２１　「受注者希望型」は受注者の希望により週休２日に取り組む方式であり、「発注者指定型」は発注者が週休２日に取り組むことを指定する方式です。

「受注者希望型」は週休２日を達成できた場合、精算時に設計変更の対象とします。

「発注者指定型」は週休２日を達成した場合の補正係数を乗じて予定価格を算出しており、達成できなかった場合は補正なしとして減額変更します。発注時の特記仕様書に、受注者希望型または発注者指定型の対象工事である旨を記載しております。

Ｑ２２　履行証明書はどんな場合に発行するのか。

Ａ２２　週休２日を達成した上でしゅん功検査に合格した場合に受注者の請求により発行します。

